

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年7月3日

横浜市契約事務受任者  
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

金沢水再生センターし渣搬送ポンプ緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

金沢区幸浦一丁目17番地

3 契約日

令和7年6月5日

4 履行日又は履行期間

令和7年6月5日から令和8年3月31日まで

5 契約金額

¥15,000,000.-（概算）

6 契約の相手方（名称及び所在）

月島JFEアクアソリューション株式会社 横浜支店 支店長 飯島 伸仁  
神奈川県横浜市中区相生町3-56-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

金沢水再生センター沈砂池のし渣搬送ポンプが破損し、沈砂池からし渣の搬出ができなくなりました。沈砂池のし渣が搬出できなくなると、金沢水再生センターの下水の受け入れ部である沈砂池水路がし渣で詰まり、下水の受け入れができなくなり、市民生活に重大な支障を及ぼすため、当該随意契約を行う必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

当該し渣搬送ポンプは、日本鋼管株式会社の独自の技術により設計・製作・設置された設備であり、今回の工事は当該設備の構造を十分に熟知した専門の技術者でなければ施工を完了させることはできません。月島JFEアクアソリューション株式会社は日本鋼管株式会社の当該設備の設計・製作・設置に関する事業を継承した事業者です。当該設備の構造を十分の熟知した専門の技術を有し、施工が唯一可能な月島JF

Eアクアソリューション株式会社と随意契約いたしました。

9 所管課

下水道河川局下水道施設部南部下水道センター